する事業に必要な資金の交付であって、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

三　（略）

四　機構法第十条第四号及びこれに附帯する業務に関する次の事項

イ　（略）

ロ　機構法第十条第四号の業務に附帯して行う機構法施行規則第二条第二号に規定する野菜の需給の調整に関する事業に必要な資金の交付であって、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

五　（略）

六　機構法第十条第六号の規定による畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

七　（略）

（削る。）

八～十一　（略）

（区分経理等）

第十条　機構は、機構法第十二条第一項に規定する勘定として、同項第一号の業務に係る経理については畜産勘定を、同項第二号の業務に係る経理については補給金等勘定を、同項第三号の業務に係る経理については野菜勘定を、同項第四号の業務に係る経理については砂糖勘定を、同項第五号の業務に係る経理についてはでん粉勘定を設けなければならない。

2　（略）

3　機構は、機構法第十二条第一項の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（畜産業振興資金等）

第十一条　（略）

2　機構は、機構法第十条第一号イ及び第二号の業務（これらに附帯する業務を含む。第四項において同じ。）に必要な経費の財源に充てるために通則法第四十六条第一項の規定により政府から交付された金額並びに機構法第十二条第二項の規定により繰り入れた金額並びに第四条第一号ロの支払及び同条第二号ロの交付に必要な経費の財源に充てるために政府以外の者から拠出された金額を畜産業振興資金に充てるものとする。

3・4　（略）

5　機構は、翌事業年度における肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下この条において「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務又は機構法第十条第一号ロからヘまでの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）の財源に不足を生ずる場合には、特別措置法第十四条第二項に規定する資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入の額又は見込額の全部又は一部を、当該不足に相当する額として農林水産大臣が定める額を限度として、特別措置法第十六条第二項の規定による繰入れに必要な経費の財源に充てるための引当金として積み立てるものとする。

6　（略）

する事業に必要な資金の交付であって、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

三　（略）

四　機構法第十条第四号及びこれに附帯する業務に関する次の事項

イ　（略）

ロ　機構法第十条第四号の業務に附帯して行う機構法施行規則第三条第二号に規定する野菜の需給の調整に関する事業に必要な資金の交付であって、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

五　（略）

六　機構法第十条第六号の規定による畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

七　（略）

八　機構法附則第七条第一項の業務に関する事項

九～十二　（略）

（区分経理等）

第十条　機構は、機構法第十二条に規定する勘定として、同条第一号の業務に係る経理については畜産勘定を、同条第二号の業務に係る経理については野菜勘定を、同条第三号の業務に係る経理については砂糖勘定を、同条第四号の業務に係る経理についてはでん粉勘定を設けなければならない。

2　（略）

3　機構は、機構法第十二条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（畜産業振興資金等）

第十一条　（略）

2　機構は、機構法第十条第一号イ及び第二号の業務（これらに附帯する業務を含む。第四項において同じ。）に必要な経費の財源に充てるために通則法第四十六条第一項の規定により政府から交付された金額並びに第四条第一号ロの支払及び同条第二号ロの交付に必要な経費の財源に充てるために政府以外の者から拠出された金額を畜産業振興資金に充てるものとする。

3・4　（略）

5　機構は、翌事業年度における肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下この条において「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項に規定する業務の財源に不足を生ずる場合には、特別措置法第十四条第二項に規定する資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入の額又は見込額の全部又は一部を、当該不足に相当する額として農林水産大臣が定める額を限度として、特別措置法第十六条第二項の規定による繰入れに必要な経費の財源に充てるための引当金として積み立てるものとする。

6　（略）

附　則

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（第一号において「一部改正法」という。）附則第三条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　年間販売計画に記載する各月ごとの生乳又は特定乳製品（一部改正法第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下この項において「新畜安法」という。）第五条第一項に規定する特定乳製品をいう。）の販売予定数量を証する書類

二　第一号対象事業者（新畜安法第九条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。）又は第二号対象事業者（第二号対象事業を行う対象事業者をいう。）にあつては、生乳の検査方法を証する書類

三　前二号に掲げる書類のほか、農林水産大臣が新畜安法第五条第三項の規定による通知をするかどうかの判断に関し必要と認める書類